

ふるさと奈良景観づくり推進委員会

第3回専門部会 開催概要

日時：平成20年5月15日（木） 午前9時30分～午前11時50分

場所：奈良県文化会館 第2会議室

議事：

[議題1] 景観計画（原案）について

[議題2] 景観条例（原案）について

議事概要：

[議題1]

以下、景観計画（原案）に対する委員意見。

1. 「景観計画（原案）全般」に対する意見

- ・全体的に日本語が良くない。読んで景観がイメージできるような、正しい表現にする必要がある。
- ・全体的に記述に対する説明が不足している。誰が読んでもわかりやすく、具体的に表現すべき部分は書き加える必要がある。

2. 「第2章 景観の特性と課題」に対する意見

(1) 景観の特性について

- ・景観の特性は、奈良の魅力である大和高原地域、五條・吉野地域についてもっと記載すべき。また、吉野杉等の林業景観や三輪そうめん等の地場産業がつくる景観という生きた景観を書くべき。これらを書けば、次の課題で地場産業等の継承がなされておらず、これらの景観が崩れてきているという課題につながりやすくなる。
- ・P2-(2)- : 「歴史の主舞台でした…」とあるが、もう少し説明を加えるべき。「奈良を見守っていた『大和青垣』…」とあるが、この箇所だけ擬人法になっていて違和感がある。
- ・P2-(2)- : 「程度の差はあれ都市化の影響を受けています」との表現の意味が分かり難い。

(2) 景観の課題について

- ・P5：この項は、全体的に「求められている」と表現されているが、その主体は誰か。表現をよりわかりやすくすべき。
- ・P5-(1)：「眺望が求められているところ」との表現は、「守っていききたいところ」という意味か。「セット型景観」とあるが、もっと良い表現にすべき。
- ・P5-(3)：「不調和な建築物等が存在している場合があり」の「場合」の意味は。
- ・P5-(4)：「これらを解消し」との表現は「これらを改善し」の意味か。また、「低層住宅地を維持・向上」とは、どういう意味か。「大和青垣を活かした」とは、具体的にどう活かすのか。

3. 「第3章 基本目標と役割」に対する意見

(1) 基本目標について

- ・ P6-1-(1) : 「風土が組み合わさって…」の表現は、意味はわかるがもう少し説明がほしい。
- ・ P6-1-(2) : 「日常の生活を心地よいものとし」の「心地よい」は表現が軽い。
- ・ P6-1-(4) : 「県民と地域が主役」は、「地域」の説明が足りないため分かり難い。

(2) 役割について

- ・ P7-(2)- : 「広域的な景観づくり」の表現は、もう少し説明が必要。
- ・ P7-(2)- : 「住民に最も近い行政主体」の表現は、もう少し説明が必要。
- ・ P7 : 「イメージ図」は、「仕組みの概念図」ではないのか。
- ・ 県の役割として、外部評価、内部評価又は両者での評価かは別にして、景観を評価するということが大事。評価することで、望ましい方向へ修正することが必要。

4. 「第4章 基本方針」に対する意見

(1) 景観づくりの基本方針について

- ・ 景観づくりの基本方針は、全体的に「大和青垣」という言葉が多すぎる。大和青垣が大切なことはわかるが、P8-1-(2)でしっかりと大和青垣の保全活用について書けば良いのではないか。
- ・ P8-(1) : 「組み合わせられ重なり合うセット型」の意味は。また、「特に優れた場所」とあるが、基本方針には「どの場所から見ても素晴らしい景観づくり」と書くべきではないか。
- ・ P8-(1) : 「眺望景観を県民共有の資産」とあるが、眺望のみで良いのか。また、眺望景観は見られる場所だけでなく、視点場のあり方も問われるべき。見られる場所だけ規制して、それこそ見る場所は派手なものであっても良いことはない。
- ・ P8-(2) : 「都市景観の中での活用」とは、具体的にどうすればいいのかわからない。
- ・ P8-(3) : 「自然探勝の場」の意味は。「森林景観の回復」は、もう少し説明を。「荒廃した里山林に対して…回復を図る」とあるが、誰が回復を図るのか。
- ・ P8-(4) : 水、緑がある都市は綺麗であると思う。それらが都市の潤いをつくっている。景観形成基準にはそのあたりの基準も入れられているが、この基本方針では触れられていない。緑は景観を形成する上で重要なものなので、もう少し記述を足すべきだろう。
- ・ P8-(4) : 「遊休農地の解消」の表現は一般的な言葉か。
- ・ P9-(4) : 「奈良の心象風景」という表現はここだけに出てくる。
- ・ P9-(5) : 「奈良の魅力向上と地域の活性化」とあるが、言葉を大事にした方がよい。「点的に残された状況」はもっといい表現を。
- ・ P9-(6) : 「主要な土地利用である」とあるが、もっといい表現を。
- ・ P9-(6)(7) : 標題で「魅力ある」と書かれているが、魅力という言葉は一般的すぎて標題として使うのはどうか。
- ・ P9-(7) : 道路に関する記述があるが、道路は景観を見る要素・見る空間であり、道路自身が景観をつくっているのではなく、道路景観は沿道の店舗等でつくら

れている。街並みの景観整備がついてきてくれないのに、道路景観を良くすることは出来ない。道路を頑張ってつくっても、通る人は沿道を見る。

道路は都市の顔・イメージをつけるものであり景観上重要であると思う。看板が乱立されているような状況は良くない。眺望景観に関する記述が多いように思うが、街なみを整えることが重要でありその記述が弱い。沿道景観を進めることが重要。

道路は景観上重要。機能性を追求するのではなく、自然の地形を尊重し、道路そのものの作り方を考えるべき。必要最小限でない道路がつくられた時の害は大きい。だから基本指針が必要だろう。

沿道だけでなく、道路空間もその重要性を問われるべき。オープンスペース（建物に挟まれた空間）である道路の作り方を見直すことが必要。道路をきれいにつくるといふ、きれいな作り方が問題。公共が道路をつくるので、奈良の場合は作り方を注意深く、全体の質を壊さない道路の作り方が重要である。もっと道路の作り方について書くべきである。奈良のようなところは、空間、質の向上を目指すべきであり、道路の整備については、全国一律の標準化ではなく、国の基準と離れた書き方をすることがよい。

- ・ P9-(7) : 「軸線方向に大和青垣を活かす」は、どう活かすがあいまい。

(2) 施策推進の基本方針について

- ・ P10 : 「自らも良好な景観づくり」とあるが、言葉が足りない。
- ・ P10-(1) : 「景観的な規制をしていなかった」とあるが、言葉が不十分。「連続性」とあるが、具体的にどういうことかももう少し説明が必要。「比較的小規模な」とあるが、「比較的」は悩ましい表現。
- ・ P10-(2)- : 「眺望景観を県民共通の資産」は、資産は眺望だけではないのではないか。
- ・ P10-(2)- : 「事業の推進」とあるが、景観計画で書く必要があるか。また、「土地区画整理事業…」はもう少し説明が必要。
- ・ P11-(3)- : 「景観資産」という表現を使用しているが、通常は「景観資源」と書かれることが多い。「景観資産」と書いた意図は何か。
- ・ P11-(3)- : 「直接地域の方々」とは、県民ということか。
- ・ P11-(3)- : 「仕組みを検討します」とあるが、ここだけ「検討」という表現になっている。
- ・ P11-(4) : 「愛する心の育成や景観シンポジウム等の新たな意識醸成」とあるが、景観を大事にするということか。
- ・ P10～P11に記載の景観施策を行う県の窓口はどうなるのか。一つになるのか複数に分かれるのか。そのシステム、プロセスが大事。県のどこの部署が担当するのかを書いた方がよい。
- ・ 「支援」「推進」「促進」と書き分けているが、その意味は。
- ・ 景観施策を推進するためには人材育成が重要。県は支援ではなく、主体的に人材育成を行っていくべきではないか。

5. 「第7章 景観計画の区域における行為の制限に関する事項」に対する意見

(1) 届出の必要な行為について

- ・道路建設を届出対象行為として入れるべき。山形県金山町では、公共が主体となって整備する道路・水路といったものが大事と記述している。
道路建設等の土木の制約条件はとても厳しい。また国の道路は外観を気にしていると感じる。沿道が頑張らないと景観は良くなれないとの思いがある。
円滑性よりも美観性を重視すべきではないか。ヨーロッパではそうなっているし、日本もその方向へ向かっていくべきであろう。道路自体をどうするかが問題。
- ・P13-(2)：届出が必要な工作物について、他のものが高さ13mを超えるものを対象にしているのに、電柱のみ30mにしている根拠は。
- ・届出が必要な擁壁の高さが5mはどうか。大きすぎる。検討すべきだろう。また、開発行為における擁壁又は法面の高さが5m、土石採取の行為面積3000㎡等の届出の対象となる規模が大きすぎる。
- ・吉野地域も景観計画区域に含めると、届出の対象となる行為規模についての数値も考慮し直す必要があるのではないか。例えば、吉野地域で「5mを超える擁壁を届け出る」ということにすると、ほとんどのものが届出対象となってしまう。北部地域と南部地域のような2部作とする必要があるのではないか。

(2) 適用除外とする行為について

- ・適用除外となる既存法・条例等の規制の方が緩くなることはないのか。
- ・景観計画による行為の制限は、ある程度の大きなものを押さえていこうという趣旨だろうが、自然地域に手をかける場合は、必要最低限とすることが大前提。文言としても明記する必要があるだろう。

(3) 景観形成の基準について

- ・P15-(1)「配置、規模及び高さ」の3：「その他の地域においては、道路に接する部分をその境界線からできる限り後退した配置とすること」の意味が分かり難い。セットバックが全てではなく、塀の内側に緑があってもよい。また、セットバックは周辺景観との乱れとも成りうる。敷地との断絶が生じないように注意すべきである。
- ・P15-(1)「配置、規模及び高さ」の5：「敷地内に...活かせるよう配慮」とあるが、「活かせる」の意味が曖昧。
- ・P15-(1)「形態及び意匠」の2：「できる限り...」という表現が気になる。協議事項ということか。
- ・P15-(1)「形態及び意匠」の5：「建築物本体との調和」とあるが、「建築物全体との調和」を考えないといけないのではないか。
- ・P15-(1)「形態及び意匠」の6：「光源を設置する場合は...必要最小限の照明とする」とあるが、光源は照明ではない。明るさ、大きさの意味か。
- ・P15-(1)「形態及び意匠・色彩」の1：「周辺景観との調和に配慮」という表現があるが、環境が既に破壊されているような地域ではどうなるのか。そのような相応しくない環境と調和させた色彩にすることはないので、実際の運営が難しい。指針を作成し、それを基に指導する必要があるのではないか。
- ・P15-(1)「緑化の3」：土地の境界部分に限って緑化しなくてもいいのではな

いか。

6. 「第8章 その他の事項」に対する意見

(1) 景観重要公共施設の整備に関する事項について

- ・「...必要がある場合に、景観重要公共施設に位置づけ...」とあるが、すべての場合に景観重要公共施設に位置づける必要があるのではないか。

(2) その他

- ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針について、市町村が景観行政団体となる動きが少ない中では県の景観計画に盛り込むべきではないか。景観上重要な建築物などが転売されマンションになっている現状がある。文化財に登録するという手段もあるが、そこまでのものでなくても市民の目からすると良い建築物・樹木と思えるものもある。

[議題2]

以下、景観条例（原案）に対する委員意見。

1. 「基本理念」に対する意見

- ・P1基本理念について、「景観は観光等に大きな役割を果たすもの...」とあるが、多くの人々が交流すれば活性化とは限らない。「観光の質」を考える必要がある。

2. 「届出事項等」に対する意見

- ・P2届出事項等について、届出対象とならない「仮設建築物」とは1年で更新するものか。であれば、更新を続けて長期間存在している建築物もあるが問題はないのか。

3. 「奈良県景観計画に基づく届出の流れ」に対する意見

- ・罰則について、罰金を支払っても自分の思い通りの建物を建てようとする場合はどう対処するのか。大規模建築物を建築する行為者にとって、景観法に規定されている50万円程度の罰金では抑止力が働かないのではないか。
- ・届出の審査は人的資源で微妙なところを判断しなければならない。事前相談において景観審議会の意見を聴くことをルール化してほしい。

以上

(仮称)奈良県景観計画

原 案

〔 第3回専門部会資料 〕

目 次

第1章 背景と目的	1
第2章 景観の特性と課題	
1. 景観の特性	1
2. 景観の課題	5
第3章 基本目標と役割	
1. 基本目標	6
2. 役割	6
第4章 基本方針	
1. 景観づくりの基本方針	8
2. 施策推進の基本方針	10
第5章 景観計画の区域	12
第6章 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針	12
第7章 景観計画の区域における行為の制限に関する事項	
1. 届出の必要な行為	13
2. 適用除外とする行為	14
3. 景観形成の基準	15
第8章 その他の事項	
1. 屋外広告物の設置に関する行為の制限に関する事項	17
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項	17
3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	17

第1章 背景と目的

奈良県は、世界に誇る多くの歴史・文化遺産と、それらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境に恵まれた地であり、これらの歴史的風土等と人々の営みとを調和させようとするたゆまない努力によって美しい景観が守り育てられてきたところです。

一方、近年は、経済の発展や利便性の向上を優先するあまり、主として都市部、特に郊外の沿道において、けばけばしい外観のロードサイドショップが建ち並び、屋外広告物が氾濫するなど、地域の個性が失われるような景観がみられることも現実です。また、過疎や都市化の波で農山村の景観も失われつつあります。

こうした中、平成16年6月「景観法」が成立し、12月に施行されるなど、景観形成にあたっての根拠法ができ、自治体にとって景観行政を進める上での法的な後ろ盾ができ、自らの裁量による取り組みが可能となりました。この結果、県内においても景観法に基づく「景観行政団体」が誕生するなど、自治体の関心はもとより、景観に対する県民の意識も高まりつつあります。

今こそ私たちは、地域の個性豊かな風格や潤い、活力が感じられる美しい景観が住む人々の心と生活を豊かにし、国内はもとより世界各地から訪れる人々をもてなしの心で迎えることができることを認識し、奈良にふさわしい良好な景観を守り、創り育て、活用するよう努めていかなければなりません。

ここに、県民・事業者・行政の適切な役割分担と協働により、次世代に奈良らしい美しい景観を引き継いでいくため、景観法第8条に基づく奈良県景観計画を定めます。

第2章 景観の特性と課題

1. 景観の特性

(1) 地域区分

本県は、地形から見ると北部低地と南部吉野山地に大別され、北部低地帯の西部に位置する大和平野地域は、大和平野とその四周を取囲む「大和青垣」といわれる低くなだらかなスカイラインを形づくる山々や丘陵地とそのすそ野に広がるなだらかな山の辺により形成されています。

また、北部低地帯の東部に位置する大和高原地域は、「大和青垣」から続く高原地域が広がり、東南部の室生火山群から高見山地にかけては岩壁群や奇岩、渓谷などの個性的な地形により形成されています。

南部吉野山地に位置する五條・吉野地域は、標高1000m～1900mの台高山脈、大峰山脈、伯母子山地の3つの山脈が連なり、その間に流れる吉野川、北山川、十津川が作り出す深い渓谷により形成されています。



地域区分図

(2)地域の景観特性

「日本のふるさと」としての景観 ～多くの歴史文化遺産と豊かな自然による質の高い景観～

本県はかつて飛鳥京、藤原京、平城京といった古代の都が置かれ、いわば歴史の主舞台でした。多くの古墳や陵墓、都が置かれた時代の遺構である条里制、そして寺社の存在は、本県のみならず日本の歴史の中でも重要なものとして広く認められています。

また、近世に発達した城下町や寺内町、商家町等の歴史的な市街地、中世以来の環濠集落等の農業集落や水田、ため池、そして古代、それ以前から奈良を見守ってきた「大和青垣」を構成する緑豊かな山々と丘陵、これら様々な時代の多彩な景観資源によって、「日本のふるさと」と呼ぶにふさわしい質の高い景観が形成されています。

「大和青垣」の山々や丘陵と共生する風土 ～「大和青垣」を骨格として形成された景観～

「大和は 国のまほろば たたなづく青垣 山ごもれる 大和しうるわし」と謳われたように、大和平野を囲む「大和青垣」の山々や丘陵とその緑、奈良の景観の重要な骨格を形成しています。さらに、その山麓部には古墳、寺社や歴史的な市街地が位置し、平野部に広がる水田やため池、島状に浮かぶ農業集落等によって、その景観は構成され特徴づけられています。これらの景観資源の重層的な関係の上に成り立つ、生活環境、歴史・文化、自然が融けあった一体的な風土こそが、奈良らしい景観です。

「眺め」の豊かさ ～視点場の豊かさ～

大和平野地域においては、「大和青垣」を背景とした低地からの眺めと、これらを見渡す場として遮へい物の少ない水田や平城宮跡等の広大な平野が確保されています。また「大和青垣」の山々や丘陵は、同時に大和平野全体を見渡す「高み」からの「眺め」を確保する場所であり、こういった見る場と見せる場の相互性、その視点場の豊かさも奈良における景観の特徴です。

また、大和高原地域と五條・吉野地域においても、のどかに広がる高原の「眺め」や渓谷などの雄大な自然の「眺め」、また山頂や山々を結ぶ参詣道などの「高見」からの「眺め」など、多くの眺望の場を有しています。

風土と新たな都市景観 ～歴史的な重層性を有した都市景観～

本県の新たな都市景観は歴史的に形成、蓄積された原風景の大きな構造の中に、新しい都市開発などの景観の要素が加わって形成されています。

大和平野地域においては、「大和青垣」の山々と丘陵、古代の条里制、中・近世に形成された歴史的な市街地や農業集落、農地の土地利用形態などを風土の基盤としながらも、鉄道、道路の整備、都市化の進行とともに人口が増加し、1960年代以降は全国屈指の人口増加県となり、古くからの市街地の拡大のほか、丘陵地の大規模住宅地や平野部の小規模住宅地、工業団地などの開発が進行し、地域景観が大きく変化しました。その後、駅前などの再開発や関西学術研究都市などの計画的整備も進められているものの、住宅開発や沿道における商業施設の立地等が続き、現代の都市化の影響が日常的に意識される景観の主要な要素になっています。

また、大和高原地域と五條・吉野地域においても、同様にそれぞれの風土を基盤としながらも、丘陵地の大規模住宅開発地や駅前・沿道などの市街地景観が形成され、程度の差はあれ都市化の影響を受けています。

のどかに広がる高原の農業景観

大和高原地域においては、標高400m～500mのなだらかな高原状の地形が続き、丘陵地に沿って手入れされた茶園やまとまりのある田園が広がり、高原地域ならではの景観を形成しています。また、四方をスギやヒノキなどの美しい森林に囲まれ、それらの豊かな緑の中に農村集落が点在し、のどかな農業景観を有しています。

表情豊かな自然景観

「大和青垣」に連なる山々においては、桜の全国的な名所である吉野山や観梅で有名な月ヶ瀬、山頂部にツツジが咲きほこる神野山、紅葉の美しい多武峰やススキが広がる曽爾高原など四季折々に変化を見せる自然景観とともに、室生火山群が生んだ柱状節理の岩壁群や奇岩、青蓮寺川沿いの溪谷や巨岩が連なる鍋倉溪など特異な地形を形成し、豊かな自然景観を有しています。

また、これらの豊かな自然環境の中に、文化財的価値を有する由緒ある寺社も数多く存在し、歴史ロマンを感じさせる景観を有する一方、津風呂ダムなどの人工湖の雄大な眺めを有するなど、表情豊かな景観を有しています。

修験の地となった吉野地方の山岳景観美

五條・吉野地域においては、近畿の屋根と称され、大台ヶ原を始め近畿最高峰の八経ヶ岳を始めとする2000m級の雄峰と、吉野川、十津川、北山川が形づくる溪谷とが雄大な自然美を見せています。また、古代から山岳宗教の場として修験の本山である吉野・大峰と三つの霊場を結ぶ参詣道は世界遺産に登録されたように独特の文化的景観を形成しています。



地域の景観特性のイメージ図

2. 景観の課題

本県は、優れた景観特性を有する一方で、経済の発展や利便性の向上を優先した都市化の進行や景観への意識の欠如などにより景観の悪化が見られ、具体的には次のような課題が指摘されています。

(1) 眺望景観の保全

都市化の進行などにより、「大和青垣」の眺望が求められているところにおいて、不調和な建築物の存在や中高層建築物等により「大和青垣」が見通せないところが増え、「大和青垣」と一体となったセット型景観も崩れつつあり、眺望景観の保全が求められています。

(2) 自然景観の保全

耕作放棄された農地の増加、周辺と調和しない建築物の立地、河川環境の変化、放置森林の増加や森林植生の変化により、田園や水辺、里山などの景観に乱れが見られ、その対応が求められています。

(3) 歴史的景観の保全と活用

史跡や世界遺産周辺地域、歴史的街並みにおいて、不調和な建築物等が存在している場合があります。なかでも、本県の3つの世界遺産は重要な観光拠点となっており、観光振興を図る上においても、世界遺産とその周辺区域は世界遺産にふさわしい景観づくりが求められています。

(4) 魅力ある市街地や沿道の景観づくり

駅周辺等の中心市街地において、地域の玄関口にふさわしくない景観が見られることから、これらを解消し、地域の魅力を高める景観づくりが求められています。

また、本県の特徴である「大和青垣」を背景としたゆとりある低層住宅地を維持・向上するためには、住宅地における魅力ある景観づくりが求められています。

主要幹線道路等の沿道においては、不調和な建築物や景観を阻害する屋外広告物等が、観光都市の魅力を低下させおり、「大和青垣」を活かした沿道景観づくりが求められています。

第3章 基本目標と役割

1. 基本目標

奈良県の良好な景観づくりの実現に向けて、次のとおり基本目標を定めます。

(1)「日本のふるさと」としての奈良にふさわしい風格ある景観づくり

「大和青垣」の緑の骨格とこれにつながる奈良の文化的価値をさらに高める古代の宮跡や古墳、社寺等の歴史文化遺産や集落、田園等の風土が組み合わさって「日本のふるさと」と呼ぶにふさわしい質の高い景観を形成しています。これらを、守り育て、奈良としての価値を高めるとともに、未来につなげる景観づくりを進めていきます。

(2)「暮らし息づく場」としての景観づくり

景観は、そこに現在も人々の「暮らし息づく場」です。景観づくりは、そこに住む人自身のためのものでなければなりません。生活の質が求められる時代にあって、人々の日常の生活を心地よいものとし、県民の生活の質をより豊かなものとする景観づくりを進めていきます。

(3)交流と活力の源泉としての「もてなし」の景観づくり

国際的な観光・交流の時代に観光立県として人々を迎える「もてなし」の景観づくりを進めていきます。また、景観整備によって地域の活性化を図ることにより、地域及び住民に経済的な潤いをもたらす景観づくりを目指します。

(4)「県民・地域主役」、「県民協働」の景観づくり

良好な景観は地域の財産であり公共の利益です。景観づくりは県民と地域が主役であり、県民等と行政の協働によるまちづくりとして、みんなで取組む景観づくりを進めていきます。

2. 役割

(1)県民等の役割

- ・県民等¹は、自らが良好な景観づくりの主體的な役割を持っていること、自らの行動が地域の景観に大きな影響を及ぼすことを認識し、積極的に取組むものとします。
- ・県民等は、地域の景観に関心を持ち、どのような景観にしていくのかを考え、日常生活の中で、自らが進んで地域の誇れる景観を保全し、魅力ある景観づくりを実践するとともに、地域が行う景観づくりに関する活動や、行政が実施する景観づくりに関する施策や事業に参加、協力するとともに、良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ・特に、事業者、土地・建物所有者は、建築行為や建設行為、土地利用の改変が、地域の誇れる景観資産になる場合もあれば、良好な景観を損ねる場合もある等、地域の景観に大きな影響を与えるものであることを認識し、良好な景観づくりに貢献するよう努めるものとします。
- ・また、設計者・施工者等²は、自らの業務が地域の景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動にあたっては、良好な景観づくりに配慮し、率先して情報の提供を行うものとします。

1 県民等：県民及び事業者等のことをいいます。具体的には、個人、NPO、ボランティア、地域の団体、事業者等の多様な主体を含みます。

2 設計者・施工者等：設計者・デザイナー、施工業者、開発事業者、コンサルタント等であって、景観に影響を与える構造物等の形態・意匠・色彩・素材等を提案・施工する者のことをいいます。

(2)行政の役割

行政は、景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定、これを実施するものとし、景観づくりに関する啓発及び知識の普及等を通じて、景観づくりに対する県民等の認識を深め、県民等の主体的かつ自主的な取組みを促進します。

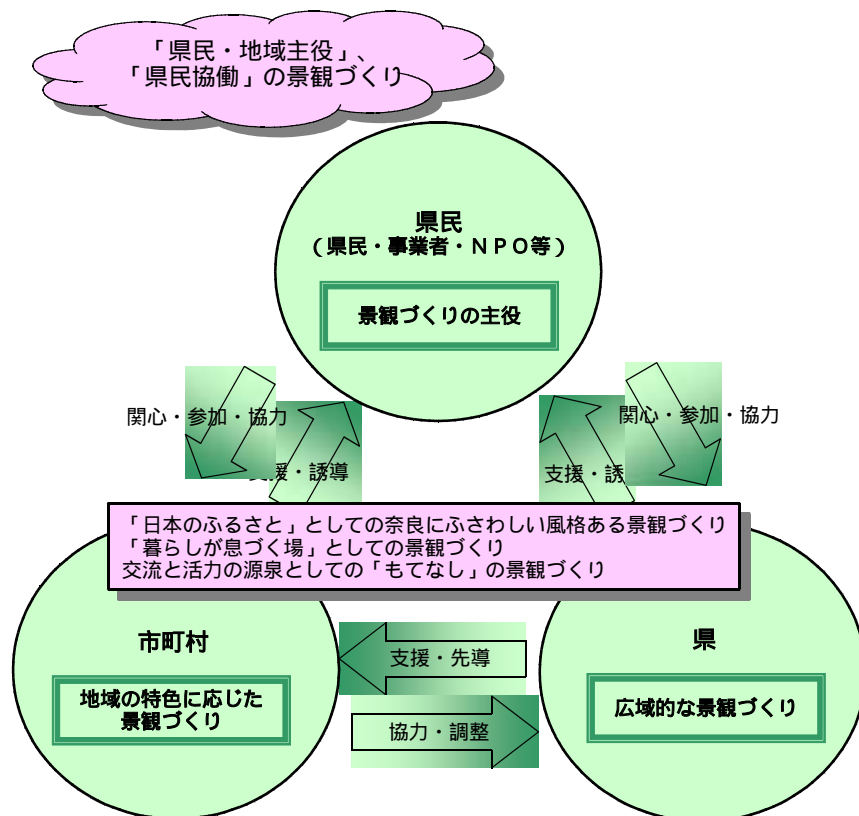
また、事業主体となる公共施設の整備において、景観づくりの先導的役割を果たすよう、積極的に取組みます。

県の役割

県は、自ら広域的な景観づくりに取り組むとともに、広域的な景観づくりが、支障なく整合的に行われるよう、県域全体の景観づくりの方向性と将来像を示し、良好な景観づくりに関する総合的で先導的な施策を策定しこれを実施するとともに、情報の提供及び技術的助言等により、市町村が行う景観づくりの取組みを支援するものとします。

市町村の役割

市町村は、住民に最も近い行政主体として、景観づくりの中心的な役割を担い、地域の特色に応じたきめ細やかな取組みに努めるものとします。



イメージ図

第4章 基本方針

1. 景観づくりの基本方針

(1) 優れた眺望景観の保全・活用

大和平野地域においては、「大和青垣」に四周を囲まれた盆地部の市街地や沿道、集落においても、「大和青垣の感じられる景観づくり」「大和青垣を活かす景観づくり」を進めることを基本とします。

また、「大和青垣」を骨格として山の辺の丘陵地そして条里制を基礎として成り立った田園へとつながる地形特性に、社寺等の貴重な景観資源や市街地・集落が組み合わされ重なり合うセット型の眺望景観の保全を基本とし、山々のスカイラインの保全と都市の集積による建築物群のスカイラインの整序を図ります。

大和高原地域と五條・吉野地域においては、のどかに広がる高原の眺望景観や渓谷などの雄大な自然の眺望景観、また山頂や参詣道などの「高見」からの眺望景観の保全を基本とします。

これらの眺めが特に優れた場所からの眺望景観を県民共有の資産と位置付け、これらの眺望景観を保全し、観光資源としての魅力向上にも活かします。

(2) 「大和青垣」と山の辺の景観の保全・活用

大和平野地域における「大和青垣」の山々と丘陵は、風土の基盤的な要素として、都市景観の背景となっており、奈良の最も重要な景観資源であり、「大和青垣」の景観を恒久的に保持するとともに、都市景観の中での活用を図ります。

「大和青垣」のすそ野に広がる山の辺には、奈良の景観において最も特徴的な歴史的な景観資源が極めて多く存在し、生活の場と「大和青垣」が一体となって奈良固有の風土を形成しています。この一体となって作り出された景観の保全を基本とし、市街化が進行する地域にあっては、その風土と集落、田園、里山との調和を図る景観づくりを進めます。

(3) 森林・里山景観の保全・整備

主として大和高原地域、五條・吉野地域の森林は、雄大な自然景観をつくり出しており、優れた自然探勝の場となっています。原生的な森林植生については、原則として自然の移り変わりに委ねた保全を図り、人工林については、森林所有者等による植栽、下刈、間伐、主伐などの持続的かつ適正な森林整備により、その保全を図ることを基本とします。

また、森林・里山が有する水資源のかん養や防災等の多面的機能の維持増進を図るとともに、植生の多様化などにより景観の向上を図ります。

放置人工林に対しては、間伐等の保育作業を促進することにより、多面的機能の維持増進を図り、その森林景観の回復に努めます。

荒廃した里山林に対しては、積極的に人的管理を行い、生物の多様性及び景観の回復を図ります。

(4) 田園景観と水辺景観の保全・整備

主として大和平野地域に広がる優良農地と民家群がつくり出す田園景観は、本県の歴史的風土を醸し出し、日本のふるさととしての奈良の景観を特徴づけています。優良農地の保全や遊休

農地の解消により、奈良の風土の大切な要素である農地の保全を図るとともに、良好な田園景観と調和した居住環境の形成を図ることを基本とします。

地域独特の地形からおりなされる棚田については、水資源のかん養などの棚田の持つ多面的機能の維持増進を図るとともに、地域の活性化のための地域資源としての利活用を通じて、その美しい景観を保全します。

河川、ため池等の水辺空間は、奈良の心象風景をつくり出しているとともに、「大和青垣」を見渡すことができる開放的な空間として景観上も重要な要素となっています。河川等の水辺空間の整備にあたっては、歴史的景観や自然特性などに配慮しつつ、良好な景観の再生・創出に努めます。

(5) 歴史的景観の保全・活用

世界遺産を始めとする歴史的な景観については、奈良の歴史を未来に継承するという観点を踏まえながら、奈良の魅力向上と地域の活性化を進めることが重要です。歴史文化遺産が市街地の中で点的に残された状態にならないように、その周辺で一体として形成される奈良固有の歴史的景観の維持を基本に、住民の生活環境の向上と観光資源としての魅力向上を図る景観づくりを進めます。

特に、世界遺産は、すべての人々が共有し、未来の世代に引き継いでいくべき人類共通の宝物です。本県の3つの世界遺産を、観光立県、観光立国のために最大限活用するよう、世界遺産及び周辺区域については、その文化的景観としての価値に着目するとともに、その保全とともに積極的な景観づくりを進めます。

(6) 魅力ある市街地の景観づくり

市街地における景観づくりは、奈良の持続的な発展のためには重要な要素です。市街地においては、周辺の歴史的・伝統的な景観資源及び自然環境との調和を保ちながら、地域特性に応じた良好な都市景観を形成することを基本とします。なお、駅周辺等の中心市街地においては、地域にふさわしい魅力的な景観づくりを積極的に図るものとします。

住宅地は、本県における主要な土地利用であることから、ゆとりと潤いが感じられる良好な景観づくりを促進します。

公共施設の整備は景観づくりの先導的な役割を果たすべきであり、特に、面的整備を実施する地区にあっては、その整備と一体的に良好な景観づくりを進めるものとします。

(7) 魅力ある沿道の景観づくり

道路は県民生活や産業活動、都市の発展の基盤であるとともに、景観を形成する上で重要な要素です。沿道の景観づくりにおいては、沿道の土地利用や道路の特性に応じた景観誘導を図ることを基本とします。道路は、遠景の眺望対象を望みながら視点場が移動し、視点場と視対象の両方の特色を持つため、例えば大和平野地域の幹線沿道においては、遠景にある道路の軸線方向の大和青垣を活かす景観づくりを行うとともに街並みを整えることが必要であり、連続的な沿道景観づくりを進めます。

市町村をまたがる幹線道路沿道にあっては、県と市町村が連携して景観づくりに取り組むことを基本とし、観光客の移動ルート等、特に良好な景観づくりが必要な道路については重点的な取り組みに努めます。

また、道路の新設・改修等にあたっては、沿道の景観づくりにも配慮した計画策定に努めます。

2. 施策推進の基本方針

県は、良好な景観形成に向けて、先導的、広域的、長期的な視点にたつて、新たに景観条例の制定と景観法に基づく景観計画を策定するなど本県の景観づくり施策を拡充し、関係部局の横断的な取組みにより総合的な施策の展開を図り、地域が主体の景観づくりが全県に広がり、つながることを支援していくとともに、自らも良好な景観づくりに取組みます。

(1) 景観法を活用した規制誘導の導入

景観的な規制をしていなかった地域においても、景観法を活用して広域的な景観に大きな影響を及ぼす大規模な建築物等への規制誘導を行います。

また、県を代表する観光交流地へアプローチする幹線道路沿道などにあつては、特に重点的に景観形成に取り組むべき区域を定め、その区域の景観の連続性を確保するために比較的小規模な建築物等からの規制誘導を行います。

(2) 景観づくりのための諸制度等の活用

規制誘導制度の促進等

県においては、広域的な景観づくりの観点から、自然景観や歴史的風土を引き続き守り育てるため、都市計画法に基づく風致地区などの地域制緑地を活用するとともに、大和青垣と一体となった景観の活用を図るため、眺めが特に優れた場所からの眺望景観を県民共通の資産と位置付け、これら眺め豊かな景観を保全しつつ、社会経済の変化、地域の特性に対応した高度地区の指定等を進めます。

市町村においては、地域に密着した身近な地区計画や建築協定等の活用による、地域の個性を活かしたまちづくりを促進するとともに、地域の玄関口となる駅前や眺望の美しい沿道等、特に周辺景観と屋外広告物との調和を図る必要のある地区においては、景観保全型広告整備地区の指定等により地域の特性に応じた広告景観づくりを推進します。

景観づくりに資する事業の推進

森林・里山景観については、市町村と連携しながら森林・里山林の保全や自然公園内の施設整備に係る事業等を推進します。

田園や水辺景観については、遊休農地の解消や多自然川づくりによる河川整備、水環境整備事業等を推進します。

歴史的景観の保全・活用を図るため、街並み環境の整備、歴史的景観に配慮した道路整備、及び歴史的風土の保存に係る事業等を推進します。

市街地や沿道景観については、土地区画整理事業、交通結節点整備事業、都市公園事業及び電線類の地中化等を推進します。

(3) 県民等が主体の景観づくり推進のための支援・協働

景観関連情報の集積・発信

県内の各地域における景観づくりの取組状況などの景観に関する情報を集積・蓄積し、インターネットのウェブページ等を利用して、市町村や県民に提供・公開します。

また、奈良県景観資産登録制度により、まほろば眺望スポットや県内の景観的な価値を有する建造物や樹木等を発掘し、景観資産として登録、公表します。

県民等の景観づくりへの支援・協働

県民等の主体的な取組みを促進するため、県の職員が直接地域の方々と意見交換を行う県政出前トーク、まちづくりアドバイザー派遣、なら・まちづくりコンシェルジュの諸制度などを活用し、景観づくりの人材育成や地域の景観づくりを支援します。

また、景観阻害要因に対する住民の自主的な取組みとして、落書防止キャンペーンやはり紙等違反広告物簡易除却住民参加制度やボランティアによる定期的な道路等の維持管理活動(アダプトシステム)などの実践活動の推進、地域の花づくり運動等の普及・拡大を図ります。

さらに、景観住民協定制度により県民等が自ら行う地域の景観の形成を促進するとともに、NPO等による景観づくりを進めるため景観整備機構の指定を積極的に行います。

良好な景観づくりを進めるために、県民等が自ら行う景観づくりに対する助成などの支援制度を検討していきます。

景観づくりネットワークの構築

県内における景観づくりの持続的拡大を図るため、景観づくりに取組むNPO等が各地域における景観づくりの取組みに関する情報交換や景観づくりを連携・協働して進める仕組みを検討します。

市町村の取組みに対する支援

市町村が景観計画を策定することを促進するため、景観計画策定ガイドラインの作成や県及び市町村が互いに景観施策の情報交換、連携、調整を行う場の設置を行います。

(4) 景観づくりの意識醸成

県民や事業者の意識醸成を図るため、広報誌やインターネット、表彰制度を積極的に活用するとともに、子ども達への「日本のふるさと」としての景観を愛する心の育成や、景観シンポジウム等の開催などにより新たな意識醸成を行います。

(5) 公共事業等による景観づくりの先導

公共事業等においては、基本方針を踏まえて「奈良県公共事業等景観形成指針」等を定め、地域の景観づくりの先導的役割を果たします。

第5章 景観計画の区域

景観法第8条第2項第1号の規定に基づく奈良県景観計画の区域は景観行政団体である市町村(奈良市、橿原市)の区域を除く、奈良県の区域とします。

このうち、特に重点的に景観形成を図る区域を重点景観形成区域として別に定めます。



景観計画区域

第6章 景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針

景観法第8条第2項第2号の規定に基づく良好な景観の形成に関する方針は、第4章の基本方針に基づくものとし、重点景観形成区域の良好な景観の形成に関する方針は別に定めます。

第7章 景観計画の区域における行為の制限に関する事項

1. 届出の必要な行為

重点景観形成区域以外の地域においては、次の(1)から(4)に掲げる行為のうち各表に定める規模を超えるものについては、景観法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知(以下「届出等」という。)が必要となります。

また、重点景観形成区域において届出に必要な行為は、別に定めるものとします。

(1)建築物(景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為)

建築物の新築、又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む)	地盤面からの高さ13m又は建築面積1000㎡
建築物の増築又は改築	上記の規模を超える建物において、行為に係る床面積が10㎡
建築物の外観の変更	上記の規模を超える建物において、行為に係る面積が10㎡

(2)工作物(景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為)

工作物の新設又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む)	1 煙突(支枠及び支線があるものについては、これらを含む。)その他これに類するもの	地盤面からの高さ13m
	2 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	地盤面からの高さ30m
	3 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(2に掲げるものを除く。)	地盤面からの高さ13m
	4 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)	地盤面からの高さ13m
	5 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	地盤面からの高さ13m
	6 擁壁、さく又は塀	地盤面からの高さ5mかつ長さ10m
	7 ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	地盤面からの高さ13m
	8 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	地盤面からの高さ13m又は築造面積1000㎡
	9 自動車車庫の用途に供するもの	地盤面からの高さ13m又は築造面積1000㎡
	10 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	地盤面からの高さ13m又は築造面積1000㎡
上記1～10に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m(上記2に掲げるものにあっては30m)のもの	

工作物の増築又は改築	上記の規模を超える工作物において、行為に係る築造面積が10㎡
工作物の外観の変更	上記の規模を超える工作物において、行為に係る面積が10㎡

(3) 開発行為 (景観法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為)

開発行為	行為に係る土地の面積3000㎡若しくは行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが5mかつ長さ10m
------	--

(4) その他 (景観法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為)

土石の採取等

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)	行為に係る土地の面積3000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが5mかつ長さ10m
---	--

物件の堆積等

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積3000㎡又は物件の堆積の高さが5m
----------------------------	------------------------------

2. 適用除外とする行為

上記1の届出の必要な行為及び重点景観形成区域の届出の必要な行為であっても次に該当する行為にあつては届出等を適用除外とします。

- ・森林法の規定に基づく許可を受けて行う行為等
 - ・自然公園法の規定に基づく許可を受けて行う行為等
 - ・奈良県立自然公園条例の規定に基づく許可を受けて行う行為等
 - ・奈良県風致地区条例の規定に基づく許可を受けて行う行為等
- (その他の行為については、調整中)

3. 景観形成の基準

景観法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準は、重点景観形成区域以外の地域においては、次の共通事項と(1)から(4)とします。
また、重点景観形成区域の景観形成の基準は、別に定めるものとします。

共通事項

- 1 景観形成上重要な「大和青垣」等の山々や丘陵、歴史的な遺産等に対する主要な視点場 1からの眺望に配慮すること。(1 主要な視点場とは、眺望スポット100選等に定められたもの、資産登録に定められたもののうち眺望に関わるもの)

(1)建築物

事項	基準
配置、規模及び高さ	1 周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように配慮した配置及び高さとする。こと。 3 歴史的な街並みなど街路景観が整っている地域においては、周辺との連続性に配慮した配置とし、その他の地域においては、道路に接する部分をその境界線からできる限り後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 敷地内に歴史的な遺構や残すべき自然などがある場合は、これをできるだけ活かせるよう配慮した配置とする。こと。
形態及び意匠	1 周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。ことととも、全体的にまとまりのある形態及び意匠とする。こと。 2 歴史的街並みや集落の整っている地域、また歴史的街並みや集落、歴史的な遺産に近接する地域にあっては、できる限り勾配屋根とする。こと。 3 道路等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、工夫した形態及び意匠とする。こと。 4 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とする。こと。 5 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、建築物本体との調和に配慮する。こと。 6 外壁に点滅する光源を設置する場合は、周辺との景観との調和に配慮した必要最小限の照明とする。こと。
色彩	1 色彩は、別に定める色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
素材	1 周辺の景観との調和に配慮した素材をできる限り使用する。こと。 2 歴史的街並みや集落の整っている地域、また歴史的街並みや集落、歴史的遺産に近接する地域にあっては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材 2の活用に配慮する。こと。(2 木、土、漆喰等)
緑化	1 敷地内はできる限り緑化に努める。こと。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図る。こと。 2 住宅地にあっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。 3 敷地が道路に接する部分は、出入り口を除き、樹木等により緑化する。こと。

(2) 工作物

事項	基準
配置 規模 、及び 高さ	1 周辺の景観との調和に配慮した配置、規模及び高さとする。こと。 2 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように配慮した配置及び高さとする。こと。 3 道路に接する部分をその境界線からできる限り後退した配置とする。こと。 4 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さに配慮した高さとする。こと。 5 敷地内に歴史的な遺構や残すべき自然などがある場合は、これをできるだけ活かせるよう配慮した配置とする。こと。
形態 及び 意匠	1 周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とする。こと。ととも、全体的にまとまりのある形態及び意匠とする。こと。 2 道路等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、工夫した形態及び意匠とする。こと。 3 外壁等に点滅する光源を設置する場合は、周辺との景観との調和に配慮した必要最小限の照明とする。こと。
色彩	1 色彩は、別に定める色彩基準を適合するとともに、周辺景観との調和に配慮する。こと。 2 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに配慮する。こと。
素材	1 周辺の景観と調和に配慮した素材をできる限り使用する。こと。
緑化	1 敷地内はできる限り緑化に努める。こと。緑化にあたっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図る。こと。 2 住宅地にあっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とするよう配慮する。こと。 3 敷地が道路に接する部分は、出入り口を除き、樹木等により緑化する。こと。

(3) 開発行為

事項	基準
方法	1 できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないよう配慮する。こと。 2 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を図る。こと。 3 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材又は前面に緑化を図る等配慮する。こと。 4 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。こと。

(4) その他

土石の採取等

事項	基準
方法	1 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周囲の緑化等に努める。こと。 2 掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を図る。こと。

物件の堆積等

事項	基準
方法	1 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮する。こと。 2 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。こと。 3 敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮する。こと。

第8章 その他の事項

1. 屋外広告物の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は地域の良好な景観の形成を図る上で影響が大きい要素であることから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置(以下、「広告物の表示等」という。)について適正に制限することは極めて重要なことです。このため、広告物の表示等に関する行為については、景観形成に関する基本方針に基づき、地域の良好な景観の形成が図られるよう市町村と協議のうえ、必要な制限を行うものとします。

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

道路、河川などの公共施設は、地域の景観づくりにおける重要な要素のひとつであることから、特にその周辺の土地利用と一体的に良好な景観づくりに取り組む必要がある場合に、景観重要公共施設に位置づけ、公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めます。

3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農山村における水田、畑、集落等は、地形、気候、産業などの風土に根ざした緑豊かな景観を形づくる景観資源として、本県の景観形成上、非常に重要な役割を担っています。このため、市町村が景観農業振興地域整備計画を定める場合には、第6章の景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針に基づき、地域の良好な景観と調和のとれた営農条件を確保することを基本に策定するものとします。

景観条例（原案）の概要

章構成

- 第1章 総則
- 第2章 景観計画の策定等
- 第3章 行為の制限
- 第4章 公共事業の景観形成
- 第5章 良好な景観の形成に関する施策
- 第6章 奈良県景観審議会
- 第7章 雑則

第1章 総則

（目的）

- ・ 良好な景観形成についての基本理念を定め、景観法に基づく施策と地域の個性・特色を活かした施策を総合的に推進することによって、潤いのある豊かなくらしの創造と個性的で活力ある地域社会の実現を図る。

（基本理念）

- ・ 良好な景観は、県民共通の資産として、受け継ぎ、育て、創造して、将来に継承されることとなるよう、その整備・保全が図られなければならない。
- ・ 良好な景観は、地域の自然・歴史・文化等とのかかわりの中で、人々の生活・生業・経済活動等と深く結びついて形成されることから、これらが調和することとなるよう、その整備・保全が図られなければならない。
- ・ 良好な景観は、観光等の地域間の交流や産業の振興等に大きな役割を果たすものであることから、景観に関する取組を通じて地域が活性化し、その整備・保全が図られなければならない。

（県の責務）

- ・ 県は、基本理念にのっとり、良好な景観形成に関する総合的で先導的な施策を策定し、これを実施するものとする。
- ・ 県は、地域特性に応じた良好な景観形成に配慮して公共事業を実施するものとする。
- ・ 県は、良好な景観形成に関する市町村の施策や県民、事業者の主体的で積極的な取組が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

- ・ 県民は、基本理念にのっとり、良好な景観形成に関する理解を深め、良好な景観形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

- ・ 事業者は、基本理念にのっとり、土地利用等の事業活動に関し、良好な景観形成に自ら努めるとともに、地域社会の一員として、県が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画の策定等

（景観計画）

- ・ 知事は、景観計画の区域内において、特に重点的に奈良における良好な景観形成の推進に取り組む必要がある区域を「重点景観形成区域」として定めることができる。
- ・ 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項は、「重点景観形成区域」ごとに定めることができる。

(策定の手続)

- ・ 知事は、景観計画を定めようとするときは、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。軽微な変更を除き、景観計画を変更するときも同様とする。(規則で定める。)

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

- ・ 知事は、住民等から景観計画の策定(変更)に関する提案があった場合、その提案を踏まえて、景観計画の策定(変更)をする必要がないと決定した旨の通知をしようとするときは、あらかじめ、その提案に関する景観計画素案の対象区域内の市町村長の意見を聴くとともに、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の制限

(届出があった場合の市町村長の意見)

- ・ 知事は、景観計画に基づく届出があった場合は、その届出に関する行為が行われる区域の市町村長の意見を聞くものとする。また、この場合、市町村長は、その届出に関する行為について、良好な景観形成の推進の見地から知事に意見を述べるができる。

(届出事項等)

- ・ 景観計画に基づく届出対象となる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。(規則において届出書様式、添付書類等を定める。)
- ・ 景観法で届出を義務づけている行為以外で、景観計画に基づく届出対象とする行為は、次のとおりとする。
 - 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- ・ 景観計画に基づく届出を要しない行為は、次のとおりとする。
 - 仮設建築物の新築、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更
 - 農林業を営むために行う土地の形質の変更
 - 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で以下のもの
 - イ 農林業を営むために行うもの
 - ロ 堆積期間が30日間を超えて継続しないもの
 - 他法例・条例の規定に基づく許認可等に係る行為のうち、良好な景観形成のための措置が講じられるもの(自然公園法、風致地区条例の許可を要する行為等を規則で定める。)
 - 景観計画に基づく届出を要する行為のうち、一定規模以下もの(規則で建築面積1000㎡以下かつ高さ13m以下等の規模を定める。また、重点景観形成区域ごとにおいて定めることができる。)
 - 一定の工作物に係る行為(規則で定める。)

(勧告の手続等)

- ・ 知事は、勧告をしようとするときは、あらかじめ、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- ・ 知事は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。知事は、公表を行う場合には、あらかじめ勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるとともに、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

- ・ 変更命令等の対象となる「特定届出対象行為」は、次のとおりとする。
 - 建築物の新築、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更
 - 工作物の新設、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更

(変更命令等の手続)

- ・ 知事は、変更命令及び原状回復等の措置命令をしようとするときは、あらかじめ、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手制限の期間の短縮)

- ・ 知事は、景観計画に基づく届出について、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて、その行為の着手制限期間（原則、届出を受理した日から30日間）を短縮するときは、その旨を届出者に通知しなければならない。

(景観形成基準に係る配慮義務等)

- ・ 景観計画の区域内において、以下の行為をする者は、景観計画に定める景観形成基準に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 建築物の新築、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更
 工作物の新設、増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕・模様替・色彩変更
 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

第4章 公共事業の景観形成

(公共事業景観形成指針)

- ・ 知事は、公共事業を実施するに当たっての良好な景観形成のための「公共事業景観形成指針」を定めるものとする。
- ・ 知事は、「公共事業景観形成指針」を定める（変更する）に当たっては、あらかじめ、奈良県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- ・ 知事は、「公共事業景観形成指針」を定めた（変更した）ときは、これを公表しなければならない。
- ・ 県は、公共事業の実施に当たっては、「公共事業景観形成指針」を遵守するものとする。

第5章 良好な景観の形成に関する施策

(景観住民協定)

- ・ 知事は、県民又は土地所有者等が良好な景観の形成に関して締結した協定であって、その内容が地域の景観形成の推進に資すると認められるものを景観住民協定として認定するものとする。
- ・ 知事は、景観住民協定を認定したときは、その概要を公表するものとする。

(奈良県景観資産の登録)

- ・ 知事は、景観的な価値を有する建造物、樹木等や優れた景観を眺望できる地点等であって、良好な景観形成の推進に資すると認められるものを奈良県景観資産として登録することができる。
- ・ 知事は、奈良県景観資産の登録をしたときは、その概要を公表するものとする。

(景観への理解を深めるための施策等)

- ・ 県は、県民、事業者が良好な景観形成に関する理解を深め、良好な景観形成に関する取組を積極的に進めることができるよう、知識の普及、学習の支援、顕彰等の施策を実施するものとする。
- ・ 県は、市町村、県民、事業者が連携・協働して良好な景観形成を推進することができるよう、相互交流の機会等の施策を実施するものとする。

第6章 奈良県景観審議会

(奈良県景観審議会)

- ・ 条例に定められた事項や良好な景観形成に関する重要事項について調査審議するため、知事の附属機関として、奈良県景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- ・ 審議会は、知事が任命する15名以内で組織する。
- ・ 委員の任期は2年とし、委員は再任されることができる。
- ・ 審議会は、部会を置くことができる。
- ・ 審議会は、勧告・公表・変更命令等の手続において、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- ・ 審議会及び部会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見や資料提出を求めることができる。
- ・ 審議会の組織、運営等の必要事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(景観行政団体である市町村との関係)

- ・ 県は条例に基づく施策の実施に当たっては、景観行政団体である市町村が行う施策等を尊重し、その施策との整合に留意するものとする。
- ・ 景観住民協定、奈良県景観資産の登録に関する規定は、景観行政団体である市町村の区域については、その市町村長からの申出により適用するものとする。（規則で定める。）

(委任)

- ・ 条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- ・ 条例は公布の日から施行する。ただし、行為の制限に関する規定については、平成21年7月1日から施行する。

- 奈良県景観計画に基づく届出の流れ -

